参考資料

『工事執行相談室』は下記の場所に設置されます。

（1）事務所

〇〇事務所工事執行相談室

室　　長：技術副所長

なお、技術副所長が設置されていない事務所にあっては、技術筆頭課長とする。

相談員：当該工事の発注担当課長、監督職員

担当課：相談室長が定める。

注：ただし、調査事務所、ダム管理所、営繕事務所及び港湾（・空港整備）事務所は除きます

（2）東北地方整備局

①企画部工事執行相談室

室　長：技術調整管理官

担当課：技術管理課

②河川部工事執行相談室

室　長：河川情報管理官

担当課：河川工事課

③道路部工事執行相談室

室　長：道路情報管理官、特定道路工事対策官

担当課：道路工事課

④営繕部工事執行相談室

室　長：営繕積算調査官

担当課：技術・評価課